

2022年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社シック・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 福地 泰
(コード番号：7365 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役経営管理本部本部長 鈴木 良助
電話番号 03 - 5946 - 8850

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年4月下旬に臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を招集する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会を開催する場合に備え、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年3月10日（木）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日： 2022年2月24日（木）
- (2) 基準日： 2022年3月10日（木）
- (3) 公告方法： 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
https://chic-holdings.jp/ir_idx/koukoku/

2. 本株主総会の開催日程及び付議議案について

2022年1月18日付当社プレスリリース「親会社である株式会社光通信の完全子会社である株式会社HCMA アルファによる当社株式等に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社HCMA アルファ（以下「公開買付者」といいます。）が2022年1月18日に公表した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び当社の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式（ただし、当社の所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社の株主を公開買付者のみとし当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、本新株予約権に係る新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（総称して、以下「株式等売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方、②本公開買付けの成立により、公

公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を、2022 年 4 月下旬頃を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。

この度、当社は、上記②の場合には本要請がなされる予定であることから、本株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i)本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii)本公開買付けが成立した場合でも、公開買付者が当社の総株主の議決権の数の 90%以上を所有するに至り、株式等売渡請求を行う場合（上記①の場合）には、当社は、本株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上